

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 29.3.10 第 193 回国会第 4 号

3 月 10 日（金）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 3 号）

- ・塩崎厚生労働大臣、石原内閣府副大臣、橋本厚生労働副大臣、樋口文部科学大臣政務官、堀内厚生労働大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

柚木道義君（民進）

- ・学校法人森友学園の高等森友学園保育園の園長が塚本幼稚園の副園長を兼務し常勤務規定に違反しているという報道があるが、今後の大阪市による調査を踏まえ、不正があれば補助金の返還を求めるべきではないか。
- ・高等森友学園保育園において児童虐待が行われているという報道があるが、こうした虐待が事実であった場合、厚生労働省としてどのように対応するか。
- ・育児休業中の所得保障を100%に近づけ、パパ・ママ育休プラスの延長期間を本法律案による延長期間に合わせて2歳までとすべきではないか。

郡和子君（民進）

- ・待機児童の数え方に関し、全国統一基準によって運用上のばらつきを是正し、実態を明らかにすべきではないか。
- ・男性の育児休業取得率を上げるために、パパ・クォータ制を導入すべき、又はパパ・ママ育休プラスの延長期間を2歳までとすべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案において事業主による育児休業対象者等への個別の勧奨が努力義務とされているが、義務化した上でプライバシーに配慮するよう指針を定めるべきではないか。

山尾志桜里君（民進）

- ・待機児童の数え方の基準を本年3月までに取りまとめることで間違いないか、厚生労働大臣に確認したい。
- ・親が育児休業中の場合はその子を待機児童に含めるべきではないか。
- ・原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合、更に6か月の再延長を可能にする改正を行うのであれば、当該再延長分は父親が取得する制度にすべきではないか。

高橋ひなこ君（自民）

- ・本法律案における教育訓練給付制度の見直しの趣旨と内容について伺いたい。
- ・リカレント教育の拡充により、多くの人が学び直しできるようにすべきと考えるが、政府の取組方針を伺いたい。
- ・本法律案における育児休業期間の延長の目的及びメリットについて伺いたい。

中野洋昌君（公明）

- ・育児休業の再延長を可能とする改正の趣旨やメリット、保育の受け皿の確保策について伺いたい。
- ・就職氷河期に正社員として就職できなかった者が多い30歳から45歳までの者への就職支援をどのように強化していくのか伺いたい。
- ・がんや難病患者の就労継続に向け環境づくりをどのように行っていくのか伺いたい。

岡本充功君（民進）

- ・民間の職業紹介事業者が求人不受理に該当する疑いのある求人者の情報を労働局に照会、通報しやすくするよう改善策を講じるべきではないか。
- ・労働保険特別会計雇用勘定に属する国有財産の売却時に使用された基準価格の算定経緯や公示価格との差が著しい事案について、調査すべきではないか。
- ・労働保険特別会計雇用勘定における未収金、固定資産評価差損及び独立行政法人への出資について、詳細を調査すべきではないか。

井坂信彦君（民進）

- ・教育訓練給付の受給者は正社員が大半であるが、失業者や非正規雇用労働者として働きながら正社員を目指している者が受給の中心となるよう改めることが必要ではな

いか。

- ・成熟産業から成長産業への労働移動を活性化させるため、教育訓練給付や自己都合離職者に対する給付を拡充していくべきではないか。
- ・分母に雇用保険被保険者数、分子に人件費が含まれる厚生労働省の労働生産性の定義では、長時間労働による残業代の増加も労働生産性の向上につながることはないか。

田 畑 裕 明君 (自民)

- ・労働者がそれぞれの能力を最大限発揮するには人材マッチングの機能強化が必要不可欠であるが、本法律案ではどのように対応しているのか。
- ・アベノミクスの成果を本法律案ではどのように企業や労働者へ還元するのか、また、今後の雇用保険財政に与える影響は問題ないのか。
- ・求人情報サイト等に掲載される情報の適正化に向け、本法律案ではどのような対応を盛り込んでいるのか。

高 橋 千鶴子君 (共産)

- ・規制改革推進会議での労働基準監督業務における民間活用の拡大に関する議論の経緯と、今後行われる議論の内容を伺いたい。
- ・労働基準監督署の定員については、諸外国の人員配置状況も踏まえた上で増員を要求していくべきではないか。
- ・労働契約締結前の労働条件等の明示について、求人票と異なる労働条件を面接で提示されたとしても、求職者は弱い立場にあり拒否できないのではないか。

河 野 正 美君 (維新)

- ・雇用保険法が頻繁に改正される理由について、厚生労働省はどのように考えているのか。
- ・雇用保険の被保険者期間が1年未満の者について、所定給付日数を90日のまま引き上げない理由は何か、また、別途何らかの再就職支援策を講じているのかを伺いたい。
- ・雇用調整助成金の不正受給が続く理由及び不正受給の再発防止策について、厚生労働省に伺いたい。